

東日本大震災復興特別委員会

東日本大震災復興特別調査室

I 所管事項の動向

1 東日本大震災の概要

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災¹では、岩手県、宮城県及び福島県（以下「被災 3 県」という。）を中心に、東日本において広範かつ甚大な被害が発生した。さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「福島第一原発事故」という。）により、放射性物質が放出、拡散したことから、地震、津波、原発事故という未曾有の複合災害となった。

人的被害は、死者 1 万 5,899 人（直接死）、行方不明者 2,526 人²となっている。震災関連死の死者数³は 3,784 人となり、被災 3 県である岩手県が 470 人、宮城県が 929 人、福島県が 2,329 人である⁴。

また、津波による浸水面積は全国で 561 km²とハザードマップ等の予想を大きく上回り⁵、ストック（建築物等、ライフライン施設、社会基盤施設⁶等）への直接的被害額は約 16 兆 9 千億円と試算されている⁷。

平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震の警察活動と被害状況

災害種別	人的被害					建物被害							道路損傷箇所	橋梁被害箇所	山崖崩れ箇所	堤防壊壊箇所	鉄軌道	
	死者数	行方不明者数	負傷者数 重傷	負傷者数 軽傷	負傷者数 合計	全壊戸	半壊戸	流失戸	全焼戸	半焼戸	床上浸水戸	床下浸水戸						一部破損戸
北海道	1			3	3		4				329	545	7	469				
青森	3	1	26	86	112	308	701						1,006	1,402	2			
岩手	4,675	1,111	*		214	19,508	6,571		33			6	19,064	4,707	30	4	6	
宮城	9,543	1,215	*		4,145	83,005	155,130		135			7,796	224,202	26,796	390	12	51	45
秋田			4	7	11								5	3	9			
山形	2		8	21	29								21	96	21		29	
福島	1,614	196	20	163	183	15,435	82,783		77	3	1,061	351	141,054	1,010	187	3	9	
東京	7		20	97	117	15	198		1				4,847	1,101	295	55	6	
茨城	24	1	34	680	714	2,637	25,054		31	32	611	190,400	23,429	307	41			
栃木	4		7	126	133	261	2,118						73,552	295	257		40	2
群馬	1		14	28	42		7						17,679		36		9	
埼玉			7	38	45	24	199		1	1		1	1,800	33	160			
千葉	21	2	32	238	270	807	10,311		15	61	455	57,443	839	2,343	55		1	
神奈川	4		17	121	138		41						459	13	160	1	2	
新潟				3	3								17	9				
山梨				2	2								4					
長野				1	1													
静岡			1	2	3							5	13					
中部															1			
三重				1	1						2			9				
四国											2	9						
徳島											2	9						
高知				1	1						2	8						
合計	15,899	2,526			6,167	122,000	283,117		297	1,489	9,787	731,573	60,211	4,198	116	207	45	29

出典：警察庁資料（令和 3 年 3 月 10 日現在）

※未確認情報を含む

¹ 東北地方太平洋沖地震（震源は三陸沖、モーメントマグニチュード 9.0）による災害及びこれに伴う原子力発電所事故による災害は、平成 23 年 4 月 1 日の閣議了解により「東日本大震災」と呼称することとされた。

² 「平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震の警察活動と被害状況」（令和 3 年 3 月 10 日 警察庁）

³ 東日本大震災による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）

⁴ 復興庁「東日本大震災における震災関連死の死者数」（令和 3 年 9 月 30 日現在）

⁵ 内閣府「平成 23 年版防災白書」

⁶ 河川、道路、港湾、下水道、空港等

⁷ 「東日本大震災における被害額の推計について」（平成 23 年 6 月 24 日 内閣府（防災担当））

2 復興の基本方針の策定及び復興庁設置法等の一部を改正する法律の成立

平成 23 年 7 月、政府は「東日本大震災からの復興の基本方針」を策定し、復興期間を 10 年間とし、復興需要が高まる当初の 5 年間（平成 23 年度～平成 27 年度）を「集中復興期間」と位置付け、各種施策を講じてきた。復興の司令塔として、平成 24 年 2 月、内閣に復興庁が設置された。平成 28 年 3 月には、同基本方針を見直し、「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」を閣議決定し、「復興・創生期間」と位置付けられた平成 28 年度以降の 5 年間（平成 28 年度～令和 2 年度）では、地方創生のモデルとなるような復興の実現を目指し、各事項に重点的に取り組んできた。

政府は令和 3 年 3 月末までの復興・創生期間の満了が近づく中、令和元年 12 月、「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」（以下「令和元年基本方針」という。）を閣議決定し、復興・創生期間後の各分野における取組、復興を支える仕組み・組織・財源についての方針を示した。令和元年基本方針を踏まえ、政府は、令和 2 年 3 月に「復興庁設置法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。本法律案は 6 月 5 日に成立、12 日に公布された。これにより復興庁の設置期間は令和 13 年 3 月 31 日まで 10 年間延長されることとなった。

復興庁設置法等の一部を改正する法律 〔令和 2 年 6 月 12 日法律第 46 号〕

背景	
地震・津波被災地域は復興の「総仕上げ」の段階、原子力災害被災地域は今後も中長期的な対応が必要。このような状況を踏まえ、復興・創生期間後の基本方針(令和元年12月20日 閣議決定)に基づき、復興・創生期間後（令和 3 年度以降）の復興を支える仕組み・組織・財源を下記の法改正で整備することが必要。	
復興を支える仕組み・組織・財源	
1. 復興庁設置法 <ul style="list-style-type: none"> 復興庁の設置期間を10年間延長（令和13年3月31日） 現行の総合調整機能の維持、復興大臣の設置 復興局の位置等の政令への委任 等 ※ 岩手復興局・宮城復興局は沿岸域に移設、福島復興局は引き続き福島市に設置 	3. 福島復興再生特別措置法 <ul style="list-style-type: none"> 帰還促進に加え、移住等の促進（交付金の対象に新たな住民の移住の促進や交流・関係人口の拡大に資する施策を追加） 営農再開の加速化（農地の利用集積や6次産業化施設の整備を促進するための特例の創設等） 福島イノベーション・コースト構想の推進を軸とした産業集積の促進（課税の特例を規定等） 風評被害への対応（課税の特例を規定等） 福島県が福島復興再生計画を作成し、国の認定を受ける制度の創設（現行の3計画を統合） 等
2. 東日本大震災復興特別区域法 <ul style="list-style-type: none"> 規制の特例、復興整備計画、金融の特例について、対象地域の重点化（復興の取組を重点的に推進する必要がある地方公共団体を政令で定める） 復興特区税制について、対象地域の重点化（産業集積の形成及び活性化を図ることが特に必要な市町村を政令で定める） 復興交付金の廃止（所要の経過措置を規定） 等 	4. 復興財源確保法・特別会計法 <ul style="list-style-type: none"> 復興債の発行期間の延長 株式売却収入の償還財源への充当期間の延長 等 ※ 東日本大震災復興特別会計は継続

※施行日：令和 3 年 4 月 1 日（3. 及び 4. の一部は、公布日施行）

出典：復興庁資料

その後、法改正を踏まえ、令和 2 年 7 月、政府は「令和 3 年度以降の復興の取組について」を決定し、令和 3 年度から 7 年度までの 5 年間で新たな復興期間として「第 2 期復興・創生期間」と位置付けた。事業規模については、これまでの 10 年間で 31.3 兆円程度、第 2 期復興・創生期間で 1.6 兆円程度が見込まれるとし、これらを合わせて平成 23 年度から令和 7 年度までの 15 年間で合計 32.9 兆円程度と見込まれるとした。一方、財源については、実績を踏まえると 32.9 兆円程度となり、事業規模と見合うとされた。

令和3年度以降の復興の取組について(全体像)

令和2年7月17日
復興推進会議決定

- 復興・創生期間後の基本方針及び復興庁設置法等の一部を改正する法律に基づき、令和3年度以降の復興期間、同期間に向けた検討課題、事業規模と財源を定める。

復興期間

令和3年度から7年度までの新たな復興期間5年間については、「第1期 復興・創生期間」の理念を継承し、その目標の実現に向け、取組を更に前に進めるため、「第2期 復興・創生期間」と位置付ける。

今後の取組

1. 地震・津波被災地域

(検討課題)

- (1) 岩手復興局及び宮城復興局の位置
・課題が集中する沿岸部への移設
(2) 復興特別区域法の対象地域の重点化
(3) 地方創生との連携強化

2. 原子力災害被災地域

(検討課題)

- (1) 移住等の促進
(2) 国際教育研究拠点
・有識者会議最終とりまとめ(6/8)
・年内を目途に政府の成案を得る
(3) 営農再開の加速化、税制措置等

事業規模と財源

- 事業規模：(平成23～令和2年度)31.3兆円程度 + (令和3～7年度)1.6兆円程度 = 32.9兆円程度
○ 財源：(平成23～令和2年度)32兆円程度 + 税収増の実績等 = 32.9兆円程度

出典：復興庁資料

3 「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」の策定

第1期復興・創生期間の満了を迎える令和3年3月、政府は令和元年基本方針の見直しを行い、「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」(以下「新基本方針」という。)を閣議決定した。

地震・津波被災地域では、第2期復興・創生期間において、国と被災地方公共団体が協力して被災者支援を始めとする残された事業に全力を挙げて取り組むことにより、復興事業がその役割を全うすることを目指すとしている。地震・津波被災地域における新基本方針の主な改定内容は次のとおりである。

改定後の主な内容【今回の主な改定事項(下線部)を中心に記載】

地震・津波被災地域

○ 被災者支援

(心のケア、コミュニティ形成、子どもへの支援等)

被災者が直面する課題は様々であり、社会情勢も変化
する中、引き続き、事業の進捗に応じた支援を継続。

○ 住まいとまちの復興

- 災害公営住宅の家賃低廉化・特別家賃低減事業
復興交付金廃止に伴い、別の補助事業により支援。
補助率嵩上げと特別家賃低減事業を災害公営住宅
の管理開始後10年間継続。
- 沿岸被災地の造成宅地及び移転元地等の活用
造成宅地や移転元地等の活用について、計画から
活用まで、地域の個別課題にきめ細かく対応して支援。
これにより、政府全体の施策の総合的な活用を図り、
被災地方公共団体の取組を後押し。

○ 産業・生業の再生

- 東日本大震災事業者再生支援機構等による支援
販路開拓等の課題解決に向けたサービス提供を強化し、
第1期復興・創生期間の終了までに支援決定した事業
者の再生を支援。

※原子力災害による被害を受けた事業者についても支援

➢ 水産業の支援

被災地の中核産業である水産業について、漁場の
がれき撤去等による水揚げ回復、水産加工業における
販路回復・開拓、加工原料の転換等の取組を引き続き支援。

○ 地方創生との連携強化

人口減少等の中長期的な課題に対応するため、地方
創生等の政府全体の施策の総合的な活用が重要。
復興の取組と地方創生施策の連携の充実・強化。
※避難指示解除地域の復興・再生に向けても連携

出典：復興庁資料

また、原子力災害被災地域では、福島復興・再生には中長期的な対応が必要であり、第2期復興・創生期間以降も引き続き国が前面に立って取り組むこととし、当面10年間、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を行うとしている。原子力災害被災地域における新基本方針の主な改定内容は次のとおりである。

改定後の主な内容 【今回の主な改定事項(下線部)を中心に記載】	
<p>原子力災害被災地域</p> <p>○ 事故収束(廃炉・汚染水対策) ALPS処理水について、先送りできない課題であり、<u>政府として責任を持って、風評対策も含め、適切なタイミングで結論。</u></p> <p>○ 帰還・移住等の促進、生活再建等</p> <p>➢ 避難指示解除地域における移住等の促進 帰還促進と併せ、移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大等のため、交付金により地方公共団体や移住・起業する個人を支援。</p> <p>➢ 避難指示解除等区域の復興に資するインフラ整備 <u>社会資本整備総合交付金(復興枠)による総合的・一体的な社会資本整備の支援を継続。</u></p> <p>➢ 帰還困難区域の避難指示解除に向けた取組 特定復興再生拠点区域について、目標期間内の避難指示解除に向け、進捗管理を行いつつ、引き続き整備。 同拠点区域外について、各地方公共団体の課題・要望等を丁寧に伺いながら方針の検討を加速化。</p>	<p>○ 国際教育研究拠点の整備 福島の創造的復興に不可欠な研究及び人材育成、<u>産業競争力強化や世界にも共通する課題解決に貢献する観点から、「創造的復興の中核拠点」として新設。</u> 復興推進会議決定に基づき推進。</p> <p>○ 営農再開の加速化 福島特措法による特例措置等を活用した農地の利用集積、生産・加工等が一体となった高付加価値生産を展開する産地の創出を支援。</p> <p>○ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進 被災地全体の農林水産や観光等における風評払拭に向け、引き続き国内外への情報発信を推進。 <u>食品等に関する出荷規制等について、知見やデータの蓄積を踏まえ、科学的・合理的な見地から検証。</u> <u>検証結果等について、分かりやすく情報発信。</u> ※ 福島県のみならず規制の残る地域全体を対象</p>
<p>事業規模と財源</p> <p>平成23年度から令和7年度までの15年間における復旧・復興事業の規模と財源は、32.9兆円程度。</p>	<p>組織</p> <ul style="list-style-type: none"> 復興庁の設置期間は令和13年3月31日まで延長。 岩手・宮城の復興局の位置を釜石市・石巻市に変更。 復興庁に知見活用の担当組織を設け、関係機関と知見共有。

出典：復興庁資料

なお、今回の新基本方針では、原子力災害被災地域については、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応する必要があることから、事業規模と財源についても必要に応じて見直しを行うことや、被災地全体の復興施策の進捗状況、原子力災害被災地域からの復興の状況を踏まえ、新基本方針自体について3年後を目途に必要な見直しを行うことにも言及している。

4 復旧・復興の現状～10年間の歩み（集中復興期間～第1期復興・創生期間）～

地震・津波被災地域では、住まいの再建やインフラ整備が進み、復興は総仕上げの段階を迎えた。また、福島における原子力災害被災地域でも、帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示解除が行われるなど、復興・再生に向けた動きが本格的に始まっている。

その一方で、復興の進展に伴い、引き続き対応が必要となる事業や新たな課題が明らかになっており、政府は令和3年度以降も残された課題に取り組むとしている。

(1) 被災者支援

発災から10年という時間の経過により、被災者や被災地の置かれた状況が多様化する中、今後も引き続き、きめ細かい対応をしていく必要がある。そのため、政府は避難生活の長期化に伴う見守り、心身のケア、住宅や生活の再建に向けた相談支援、生きがいく

りへの支援、災害公営住宅等でのコミュニティ形成など、生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を行っている。

(2) 住宅再建・復興まちづくり

地震・津波被災地域では、令和2年12月に災害公営住宅や住宅用宅地の整備が完了した。

また、交通・物流網の整備も進み、復興道路・復興支援道路については、令和3年12月に全線開通した。鉄道についても、令和2年3月にJR常磐線が全線開通したことにより、被災した鉄道は全て復旧した⁸。

一方で、土地区画整理事業により生じた空き区画や防災集団移転促進事業の移転元地等の活用に課題があり、政府は被災自治体の取組を支援している。

(3) 産業・生業

被災3県の製造品出荷額等はおおむね震災前の水準まで回復しているが、地域・業種間で回復状況に差がある。農林水産業については、津波被災農地、漁港施設等のインフラ復旧はおおむね回復する一方で、中核産業である水産加工業の売上げは回復が遅れており、政府は販路の回復、開拓、加工原料の転換等の取組を引き続き支援している。

		震災前又は最大値	現 状
被災者	避難者数	47万人 (発災当初)	3.9万人 【令和3年12月】
	応急仮設住宅の入居者数	31.6万人 【平成24年4月(最大)】	0.1万人 【令和3年11月】
インフラ・住まい	復興道路・復興支援道路 (青森、岩手、宮城、福島)	570km (計画)	570km (100%) 【令和3年12月】
	災害公営住宅 (青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、新潟、長野) ※調整中及び帰還者向けを除く	29,654戸 (計画戸数)	29,654戸 (100%) 【令和2年12月】
	高台移転による宅地造成 (岩手、宮城、福島)	18,226戸 (計画戸数)	18,226戸 (100%) 【令和2年12月】
産業・生業	製造品出荷額等 (岩手、宮城、福島)	10兆7,637億円 【平成22年】	12兆2,487億円 【令和元年】
	営農再開可能な農地面積 (青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉)	19,690ha (津波被災農地面積)	18,560ha (94%) 【令和3年9月】

復興庁資料を基に当室作成

5 福島の復興・再生

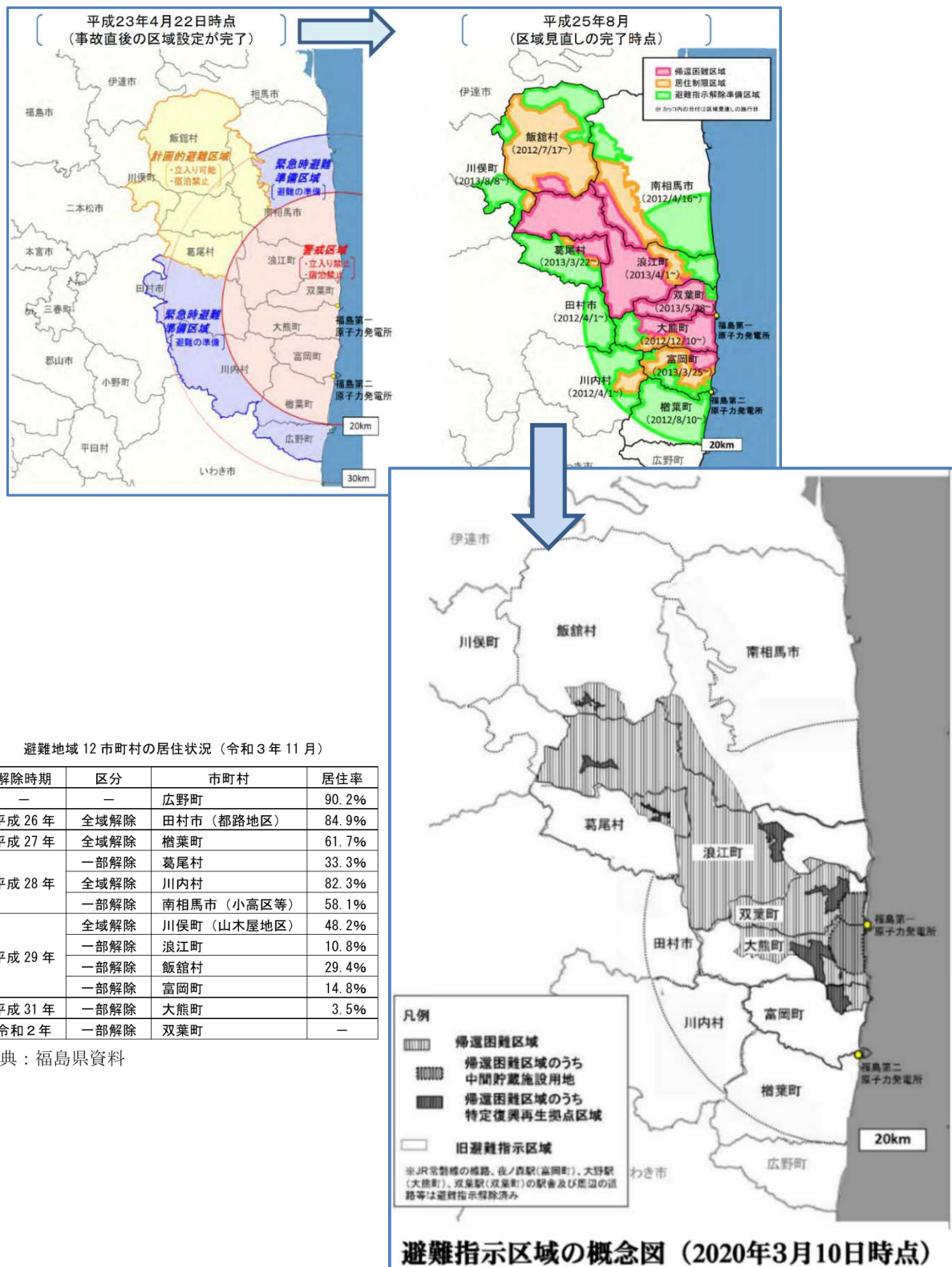
(1) 福島第一原発事故に伴う避難指示区域の状況

ア 避難指示の解除状況

福島第一原発事故を受け、設定された「警戒区域」及び「計画的避難区域」は、平成24

⁸ BRT (Bus Rapid Transit バス高速輸送システム) による復旧を含む。

年4月以降、順次警戒区域が解除されるとともに、放射線量の水準に応じ、平成25年8月8日までに「帰還困難区域」、「居住制限区域」及び「避難指示解除準備区域」に再編が完了した⁹。



⁹ 避難指示区域のうち、平成24年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が50mSvを超える地域を「帰還困難区域」、20mSvを超えるおそれがあると確認された地域を「居住制限区域」、20mSv以下となることが確実であると確認された地域を「避難指示解除準備区域」とした。

再編された避難指示区域では、避難指示解除が進められ、令和2年3月、全町避難が続く双葉町の避難指示解除準備区域の避難指示が解除されたことにより、帰還困難区域を除き全ての避難指示が解除された。

避難指示区域の面積及びその避難対象者数は平成25年8月時点で約1,150㎢、約8.1万人であったが、令和2年3月時点で、帰還困難区域に当たる約340㎢、約2.2万人となった。政府は、避難指示が解除された地域において、帰還した住民が安心して生活を再開できるよう、更なるインフラや生活に密着したサービスの復旧に取り組んでいる。加えて、帰還促進のみでは地域の復興・再生を実現することは困難であることから、新たな活力を呼び込むため、移住・定住促進事業にも取り組んでいる。

イ 帰還困難区域の復興・再生

(7) 特定復興再生拠点区域の復興・再生

政府は、帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、放射線量をはじめ多くの課題があることも踏まえ、可能などころから着実かつ段階的に、政府一丸となって、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいくこととしている¹⁰。こうした方針等を踏まえ、平成29年5月、「福島復興再生特別措置法」（平成24年法律第25号）を改正し、帰還困難区域内に、5年を目途に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」（以下「拠点区域」という。）を整備する制度を創設した。

本改正に基づき、帰還困難区域を有する6町村で拠点区域が設定され、令和4年春頃（双葉町、大熊町、葛尾村）、令和5年春頃（富岡町、浪江町、飯舘村）の避難指示解除に向け、インフラ復旧や除染・家屋解体等が一体的に進められている¹¹。

6町村合計の拠点区域面積は帰還困難区域の約8.3%である。また、拠点区域の想定人口は、7,960人を見込んでいる。

令和2年3月、JR常磐線全線開通に合わせて、帰還困難区域の拠点区域内にある、夜ノ森（富岡町）、大野（大熊町）、双葉（双葉町）の各駅周辺（居住地を除く。）の避難指示の先行解除が行われ、帰還困難区域において初めての避難指示解除が行われた。

(1) 特定復興再生拠点区域外の復興・再生

一方、新基本方針では、「特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域（以下「拠点区域外」という。）については、避難指示解除の具体的な方針を示せていない状況にあり、早急に方針を示す必要がある。個別に各地方公共団体の課題、要望等を丁寧に伺いながら、避難指示解除に向けた方針の検討を加速化させ、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む。」とされ、拠点区域外の方針が待たれていた。

令和3年8月31日、政府は「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」を決定し、拠点区域外について、2020年代をかけて帰還意向のあ

¹⁰ 「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」（平成28年8月31日 原子力災害対策本部・復興推進会議）

¹¹ 令和3年11月30日から葛尾村、12月3日から大熊町、令和4年1月20日から双葉町で「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊」が開始されている。

る住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進める方針を示した。

(1) 拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除の方針

2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、**帰還意向を個別に丁寧に把握し、拠点区域外の避難指示解除の取組を進める。**

- 【帰還意向確認】 すぐに帰還について判断できない住民にも配慮して、複数回実施。
- 【除染開始時期】 拠点区域の避難指示解除後、帰還意向確認等の状況を踏まえて、遅滞なく、除染を開始。
- 【除染範囲】 帰還する住民の生活環境の放射線量を着実に低減し、住民の安全・安心に万全を期すため、十分に地元自治体と協議・検討。
- 【予算・財源】 除染・解体は国の負担。復興特会及びエネルギー特会により確保。
- 【その他】 居住・生活に必要なインフラ整備は効率的に実施。
立入制限の緩和についても必要な対応を実施。
- 【残された課題】 帰還意向のない土地・家屋等の扱いについては、引き続き重要な課題。地元自治体と協議を重ねつつ、検討を進める。

(2) 帰還困難区域を抱える自治体への個別支援の推進

活力ある地域社会の再生・持続を図るため、拠点区域外の避難指示解除のみならず、**避難指示解除区域や拠点区域への帰還及び移住・定住を促進。**

出典：復興庁資料

(2) 放射性物質による環境汚染への対処

ア 除染

福島第一原発事故により環境中に放出された放射性物質を取り除くために行われた除染は、帰還困難区域を除き、平成 30 年 3 月までに 8 県 100 市町村の全てで完了した。

イ 中間貯蔵施設の整備

福島県内の除染に伴い発生した放射性物質を含む大量の土壌や廃棄物等を最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設の整備が、福島第一原発を取り囲む形で大熊町と双葉町で行われている。

中間貯蔵施設の施設整備に必要な用地取得も進められており、施設用地の全体面積約 1,600ha のうち、令和 3 年 11 月末までに地権者と契約済みの面積は約 8 割となっている。

除去土壌等は、平成 27 年 3 月から搬入が開始され、既に会津地方等からの輸送が完了している。輸送対象物量約 1,400 万 m³（令和元年 10 月末時点。東京ドームの容積の約 11 倍）に対し、令和 3 年 12 月までに約 9 割の除去土壌等を中間貯蔵施設に輸送した。

令和 2 年 12 月、環境省は令和 3 年度末までに福島県内に仮置きされている除去土壌等（帰還困難区域を除く。）のおおむね搬入完了を目指すとともに、拠点区域において発生した除去土壌等の搬入を進めると公表した。

中間貯蔵施設で保管された除去土壌等は、法律上¹²、中間貯蔵開始後 30 年以内（2045 年 3 月）に福島県外で最終処分することとされている。政府は、県外での最終処分の実現に向けて、除去土壌等の減容技術の開発と活用等により、できる限り再生利用可能な量を増

¹² 「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」（平成 15 年法律第 44 号）

やして、最終処分量を減らすための取組を進めている。

(3) 風評被害対策

今なお、放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないため、福島県のみならず被災地全体の農林水産業や観光業を中心に風評被害の影響が残っている。

政府は平成29年12月に「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を策定し、風評払拭に向け取り組んできた。

諸外国・地域の食料品輸入規制については、撤廃や緩和が進みつつあるが、いまだに14か国・地域が輸入規制を実施しており、そのうち5か国・地域で、特定地域産品の一部の品目に対して、輸入停止を含む措置が継続されている（令和3年9月22日現在）。

引き続き、政府は一体となり、風評払拭に向け、科学的根拠に基づく正確な情報発信等に取り組むとしている。

カテゴリー	アジア大洋州	北米	中南米	欧州	中東	アフリカ	計
輸入停止を含む規制	韓国 台湾 中国 香港 マカオ 5か国・地域						5か国・地域
限定規制 (条件付きで輸出可) (*1)	インドネシア 仏領ポリネシア 2か国・地域			EU 英国 アイスランド スイス ノルウェー リヒテンシュタイン ロシア 7か国・地域			9か国・地域
規制撤廃	ミャンマー(2011.6) ニューゼーランド(2012.7) マレーシア(2013.3) ベトナム(2013.9) 豪州(2014.1) タイ(2015.5)(*3) インド(2016.2) ネパール(2016.8) パキスタン(2017.10) ニューカレドニア(2018.8) ブルネイ(2019.10) フィリピン(2020.1) シンガポール(2021.5) 13か国・地域	カナダ(2011.6) 米国(2021.9) 2か国	チリ(2011.9) メキシコ(2012.1) ペルー(2012.4) コロンビア(2012.8) エクアドル(2013.4) ボリビア(2015.11) アルゼンチン(2017.12) ブラジル(2018.8) 8か国	セルビア(2011.7) ウクライナ(2017.4) 2か国	イラク(2014.1) クウェート(2016.5) イラン(2016.12) カタール(2017.4) サウジアラビア(2017.11) トルコ(2018.2) オマーン(2018.12) バーレーン(2019.3) ア首連(2020.12) レバノン(2020.12) イスラエル(2021.1) 11か国	ギニア(2012.6) モーリシャス(2016.12) コンゴ(民)(2019.6) モロッコ(2020.9) エジプト(2020.11) 5か国	41か国・地域

14か国・地域

(*1) 輸入停止を含まないが証明書要求等の措置を講じている国・地域を「限定規制」と分類している。なお、各カテゴリーの中でも規制の内容や対象地域・品目は国・地域ごとに異なる。
 (*2) EUは、EU加盟27か国で同一の規制を講じてきたため、便宜的に1地域として記載。
 (*3) タイは野生動物(イノシシ、ヤマドリ、シカ)の肉を除いて規制を撤廃。
 (*4) 下線を引いている国・地域は、震災後に一定の規制緩和が実現したことのある国・地域。
 (参考) 各国の輸入規制の国際法上の根拠
 WTOの衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)上、各加盟国は、科学的な原則に基づき、人の生命又は健康等を保護するために必要な措置をとることができる。国際的な基準等に基づいて措置を取るのが原則とされているが、科学的に正当な理由がある場合等には、国際的な基準より厳しい措置を取ることも可能とされている。

出典：外務省資料

(4) 福島第一原発の廃炉・汚染水対策

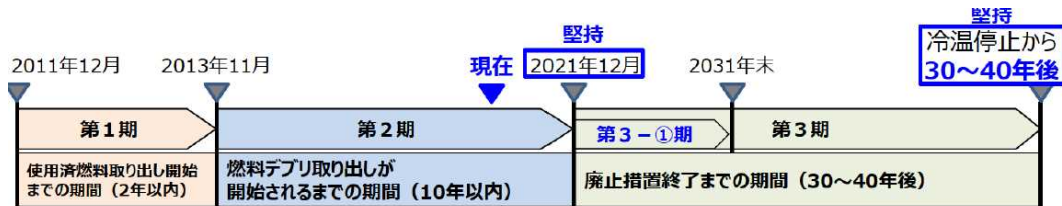
ア 福島第一原発の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの改訂

福島第一原発は「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」に基づき、廃止措置等に向けた取組が進められている。令和元年12月の改訂¹³では、周辺地域で住民帰還と復興が徐々に進む中、「復興と廃炉の両

¹³ 平成23年12月に初版が決定され、前回の改訂(平成29年9月)以降の廃炉・汚染水対策の進捗や原子力損害賠償・廃炉等支援機構による提案等を踏まえ、5回目の改訂となった。

立」を大原則として打ち出し、リスクの早期低減、安全確保を最優先に進めるとし、廃止措置終了までの期間「30～40年後」は堅持するとした。燃料デブリ¹⁴の取り出し開始時期は、令和3年以内に2号機から着手することとし¹⁵、使用済燃料プールからの燃料取り出しは、1号機で4～5年、2号機で1～3年後ろ倒しし、令和13年内までに1～6号機全てで取り出し完了を目指すこととした。汚染水対策としては、1日当たりの汚染水発生量について、令和2年以内に150 m³まで低減させる現行目標を堅持し、加えて、令和7年以内に100 m³まで低減させる新たな目標を設定した。

目標工程（マイルストーン）



主な目標工程

		現行	改訂案
汚染水対策	汚染水発生量を150 m ³ /日程度に抑制	2020年内 —	2020年内 2025年内 新設
	汚染水発生量を100 m ³ /日以下に抑制		
滞留水処理	建屋内滞留水処理完了※	2020年内 —	2020年内(※) 2022年度～ 2024年度 新設
	原子炉建屋滞留水を2020年末の半分程度に低減		
燃料取り出し	1～6号機燃料取り出しの完了	—	2031年内 新設
	1号機大型カバーの設置完了	—	2023年度頃 新設
	1号機燃料取り出しの開始	2023年度目処	2027年度～ 2028年度 見直し
	2号機燃料取り出しの開始	2023年度目処	2024年度～ 2026年度 見直し
	安全確保・飛散防止対策のため工法変更		
燃料デブリ取り出し	初号機の燃料デブリ取り出しの開始 (2号機から着手。段階的に取り出し規模を拡大)	2021年内	2021年内
廃棄物対策	処理・処分の方策とその安全性に関する技術的な見直し ガレキ等の屋外一時保管解消	2021年度頃 —	2021年度頃 2028年度内 新設

※1～3号機原子炉建屋、プロセス建屋、高温焼却建屋を除く。

出典：経済産業省資料

イ 福島第一原発のALPS処理水の処分方法の決定

福島第一原発で発生する汚染水は、多核種除去設備（ALPS）等により浄化処理を行った後、当該設備では取り除くことができないトリチウムを含んだ処理水となり、原発敷地内のタンクに貯蔵され続けている。しかし、令和4年夏以降にはタンクが満杯になる見込みであり、タンク建設に適した用地が限界を迎えつつある。

タンクに保管している水の取扱いについて、政府は有識者による会議を設置し、風評影響など社会的観点を含めた総合的な議論を6年以上積み重ね、令和3年4月13日、「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」を決定した。その中でALPS処理水の処分方法を海洋放出とすることとし、東京電力には2年程度後を目途に福島第一原発の敷地から放出する準備

¹⁴ 福島第一原発で事故が起こった際、原子炉の内部にあった核燃料が溶け、さまざまな構造物と混じりながら、冷えて固まった物質。福島第一原発の1号機・2号機・3号機内に存在する。

¹⁵ 令和2年12月、東京電力は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、1年程度の遅れが見込まれることを明らかにした。

を進めることを求めた。

今回の基本方針は、ALPS処理水の海洋放出による風評影響への対応についても言及し、東京電力には、風評影響を最大限抑制する対策や賠償による機動的な対応を求めた。その上で、政府は前面に立ち、一丸となって風評影響を最大限抑制する対策や産業復興等に取り組むこととしている。

令和3年12月28日、政府は風評被害対策や賠償に向け、対策ごとに今後1年間の取組や中期的な取組の方向性を整理する「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」を決定した。行動計画では、令和3年度補正予算で造成されたALPS処理水の海洋放出に伴う需要対策としての基金の執行体制を年度内に整備することや、今後、地域・業種の実情に応じた賠償基準を策定すること等が盛り込まれた。

(5) 福島イノベーション・コースト構想

福島イノベーション・コースト構想は、原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業・雇用を回復するため、新たな産業基盤の構築を目指し、平成26年に取りまとめられ、同構想に基づき、廃炉、ロボット等の拠点の整備や研究開発プロジェクトの具体化など、産業集積や人材育成等に向けた取組が行われている。

令和元年12月、復興庁、経済産業省、福島県の三者は、「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」を取りまとめ、重点分野に新たに医療関連と航空宇宙を追加し、廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産の6分野を軸に産業集積を進め、令和12年頃までに自立的・持続的な産業発展を目指すとしている。

国際教育研究拠点の法人形態等について（概要）

「**創造的復興の中核拠点**」として、国際教育研究拠点が**福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望**となるとともに、**我が国の科学技術力・産業競争力の強化**に貢献し、世界に冠たるものとなるよう、政府を挙げて**長期・安定的な運営**の確保を図る。

機能	
<p>(1) 研究開発機能</p> <ul style="list-style-type: none">○ ①ロボット、②農林水産業、③エネルギー（カーボンニュートラル）、④放射線科学・創薬医療、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信の5分野を基本として、福島の中長期的課題であり、ひいては世界の課題の解決にも資する研究開発を実施する。	
<p>(2) 産業化機能</p> <ul style="list-style-type: none">○ 福島第一原発の過酷環境や広大な未利用地などを活用し、併せて大胆な規制緩和も促進して、社会実証・実装フィールドを整備し、産業化を促進する。	
<p>(3) 人材育成機能</p> <ul style="list-style-type: none">○ 連携大学院制度を利用した大学院生の研究指導、地元の産業界・自治体・高等専門学校等との連携による産官学一体となった人材育成の推進、地元の小中高校生等に対する連続的な人材育成等を行う。	
法人形態等	
<ul style="list-style-type: none">○ 新法人は、以下の特徴を有することを踏まえ、法律に基づき設立される特別の法人とする。<ul style="list-style-type: none">・ 既存施設の取組に横串を刺す調整機能（司令塔機能）・ 新法人の業務運営に対する地元自治体の関与・ 国際水準の処遇・人事制度や、若者・女性など次世代の研究者が活躍できる環境・ 理事長や現場の裁量の最大限の確保や、民間の能力・資金の活用につながる柔軟な業務運営・ 規制改革推進や情報収集に関する仕組み	<ul style="list-style-type: none">○ 新法人の活動が本格的に軌道に乗った時点において、数百名規模の国内外の優秀な研究者等が新拠点における研究開発等の活動に参画することを目指す。○ 新拠点の立上げに当たっては、各種実験施設や社会実証・実装フィールドを有する他の施設の例も参考に、将来規模を拡大する必要が生じた際にも対応できる立地を検討する。 (参考) ・関東に所在する医学系の研究所 敷地面積：約14万㎡ ・東北に所在する産業系の研究所 敷地面積：約7.8万㎡
共管体制・予算措置	
<ul style="list-style-type: none">○ 関係大臣（文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣）が内閣総理大臣とともに共管。○ 長期・安定的に運営できるよう、復興財源等で予算を確保するとともに、外部資金や恒久財源による運営へ段階的・計画的に移行。	
今後の予定	
<ul style="list-style-type: none">○ 新法人の設立法案について次期通常国会への提出を図る。令和3年度内に基本構想を策定。○ 令和4年夏を目標に策定する研究開発基本計画の策定作業と併せて、新拠点に整備する施設の具体的な検討を進め、福島県からの意見を尊重して立地を決定。	

出典：復興庁資料

また、福島イノベーション・コースト構想を更に加速し、浜通り地域の復興・創生を実現していくために、魅力ある新産業の創出と様々な分野の研究者や技術者の育成の司令塔となる国際教育研究拠点の在り方について検討が進められ、令和3年11月26日、政府は「国際教育研究拠点の法人形態等について」を決定した。

新法人は、①研究開発、②研究開発成果の産業化、③これらを担う人材の育成の各機能を有することとし、法人形態については、既存施設の取組に横串を刺す調整機能（司令塔機能）等の特徴を有することを踏まえ、法律（福島復興再生特別措置法を想定）に基づき設立される特別の法人とすることとした。

新法人の業務は、関係大臣（文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣）が内閣総理大臣とともに主務大臣として共管することとし、予算については長期・安定的に運営できるよう、復興財源等で確保するとともに、外部資金や恒久財源による運営へ段階的・計画的に移行することとしている。

今後、政府は令和3年度内に新拠点に関する基本構想を策定するとともに、新法人設立のための法案について今国会に提出する予定である。令和4年夏を目途に策定する研究開発基本計画の策定作業と併せて、新拠点に整備する施設の具体的な検討を進め、福島県からの意見を尊重して立地を決定することとしている¹⁶。

II 第208回国会提出予定法律案の概要

1 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案（予算関連）

福島の復興及び再生を一層推進するため、福島において取り組むべき新たな産業の創出等に寄与する研究開発等に関する基本的な計画を内閣総理大臣が定めることとするとともに、当該計画に係る研究開発等において中核的な役割を担うものとして、福島国際研究教育機構（仮称）を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項等を定める。

内容についての問合せ先

東日本大震災復興特別調査室 吉岡首席調査員（内線68770）

¹⁶ 「福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議」（座長：坂根正弘（コマツ顧問））が令和2年6月に取りまとめた「国際教育研究拠点に関する最終とりまとめ－福島浜通り地域の復興・創生を目指して－」では、国際教育研究拠点について、令和5年春の一部開所、令和6年度の本格開所を目指すとしている。